

予防編

1 火災の概況

西臼杵消防本部管内の令和元年中の火災件数は12件で、前年と比べると5件減少しました。当消防本部管内における火災の特徴として、たき火や火入れを原因とした、農耕地、田畑のあぜや法面などでの火災が多くなっています。令和元年中の火災において、死傷者は発生していません。

(1) 火災総括表

区 分		平成30年 (A)	令和元年 (B)	増減 (B)-(A)
火災総件数(件)		17	12	△5
建物火災		5	4	△1
林野火災		2	2	0
車両火災		2	1	△1
その他の火災		8	5	△3
焼損棟数(棟)				
全焼		2	1	△1
半焼		0	0	0
部分焼		1	0	△1
ぼや		2	3	1
り災世帯数(世帯)		2	2	0
り災者数(人)		6	14	8
死傷者数(人)	(死者)			
	(負傷者)			
建物焼損床面積(m ²)		401	478	77
建物焼損表面積(m ²)		1	96	95
林野焼損面積(a)		56	566	510
焼損車両台数		3	1	△2
損害額(千円)		17,217	39,653	22,436

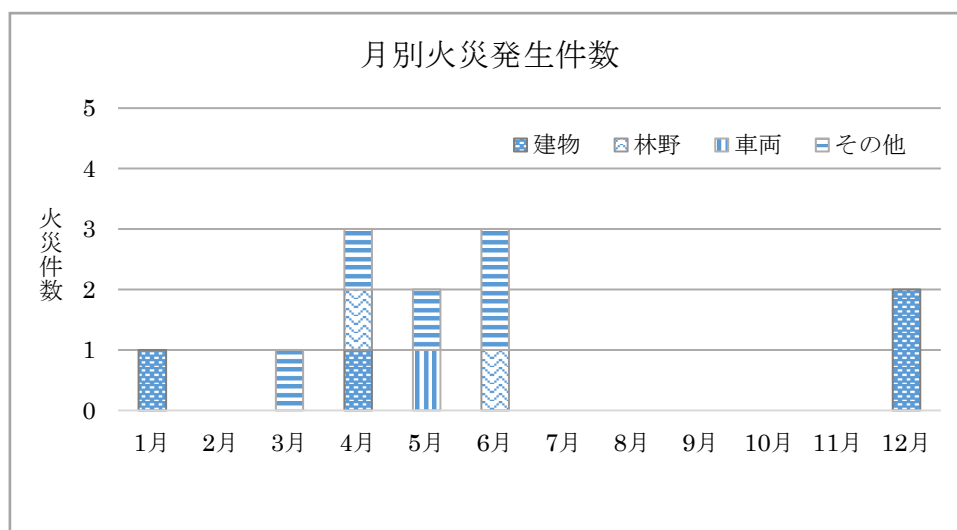
(2) 町別火災発生件数

(令和元年中、単位:件)

種別 \ 町名	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町	合計
建物	4			4
林野	1	1		2
車両		1		1
その他	3	1	1	5
合計	8	3	1	12

(3) 月別火災発生状況

令和元年中の火災発生件数を月別に見ると、4月から6月にかけて多く発生しており、年間発生件数の約67%を占めています。平均すると月1件発生していることになります。



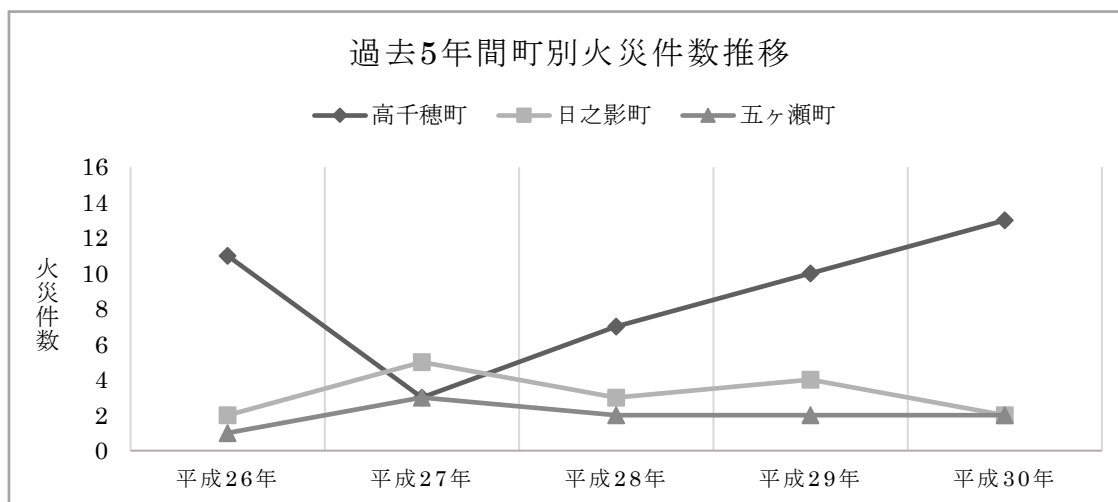
2 過去の火災発生状況

(1) 過去5年間の町別火災発生状況

各町、火災発生0件の年はありませんが、比較的低い水準で推移しています。

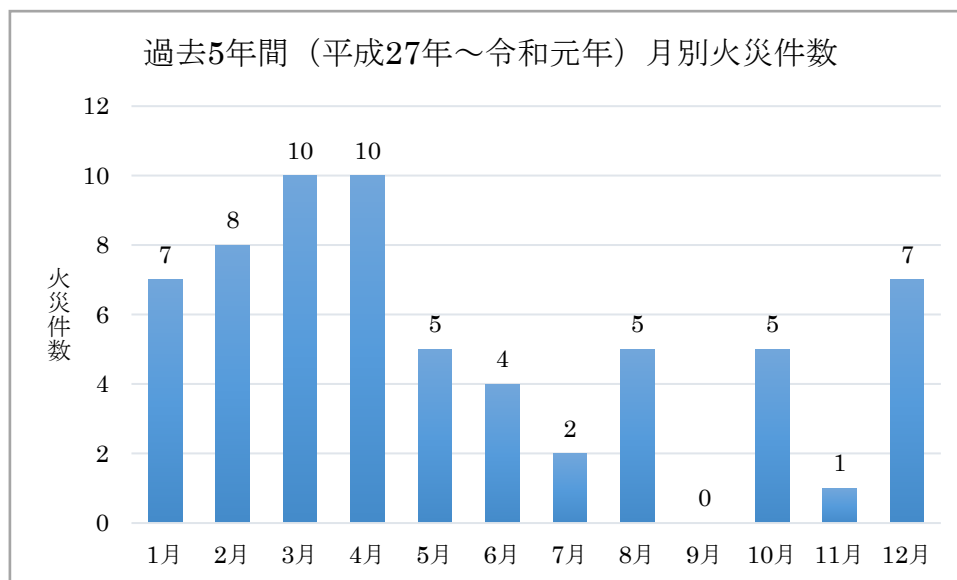
(単位: 件)

	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町	合計
平成30年	13	2	2	17
平成29年	10	4	2	16
平成28年	7	3	2	12
平成27年	3	5	3	11
平成26年	11	2	1	14



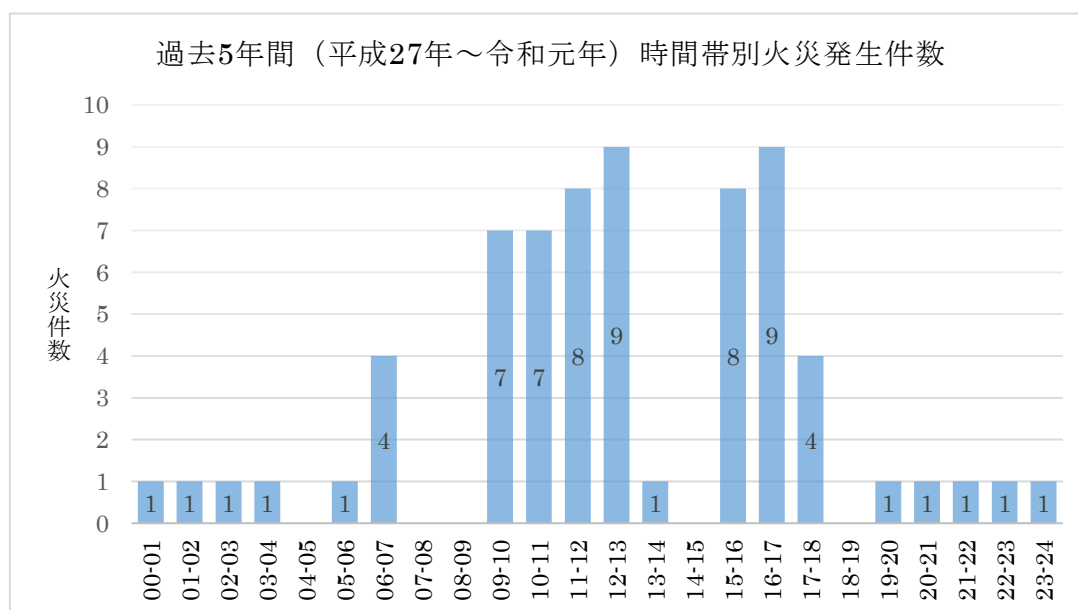
(2) 過去5年間の月別火災発生状況

過去4年間の火災件数を月別で見ると、春先2月から3・4月に多く発生しています。この時期は、火入れやたき火を行う機会が多く、これを原因とした「林野火災」や「その他火災」が増えていることによります。9月は、過去5年間1件も火災の発生がありません。



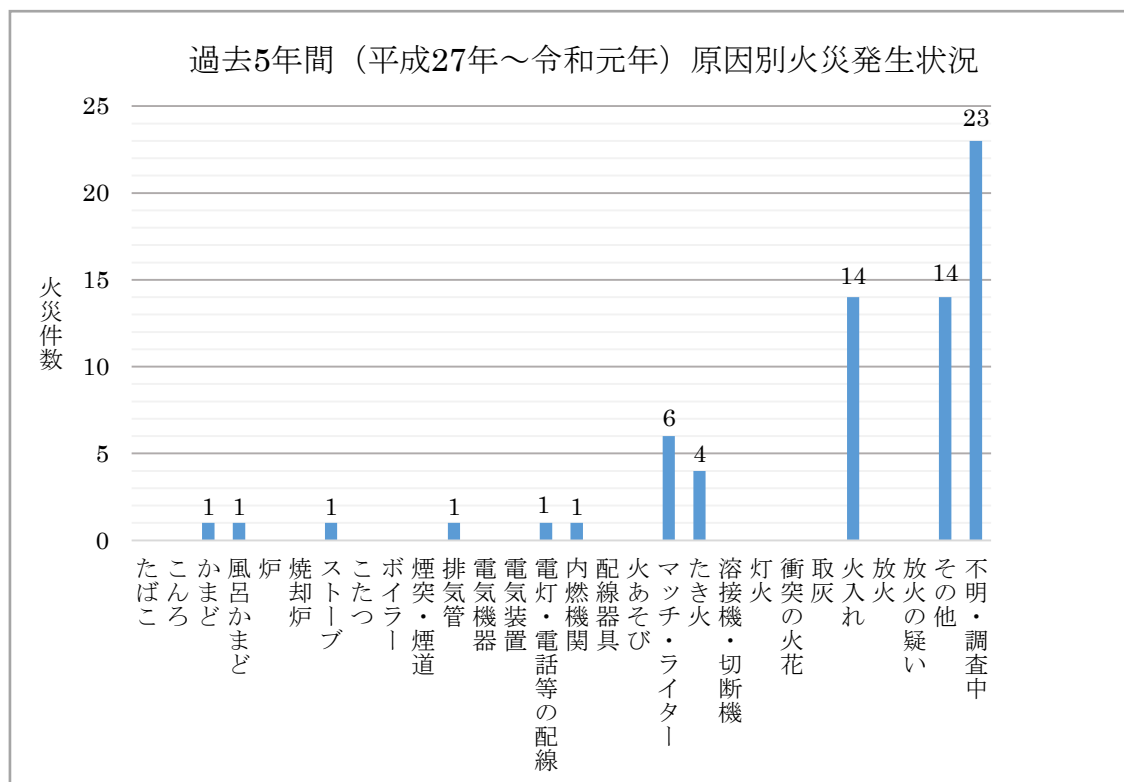
(3) 過去5年間の時間帯別火災発生状況

人々が活動する日中の時間帯に火災が発生することが多く、全体の約8割を占めています。これは、火入れやたき火などを原因とする林野火災、その他火災が火災件数全体の5割を占めていることから、日中の火災件数が多くなる結果になっていると考えられます。



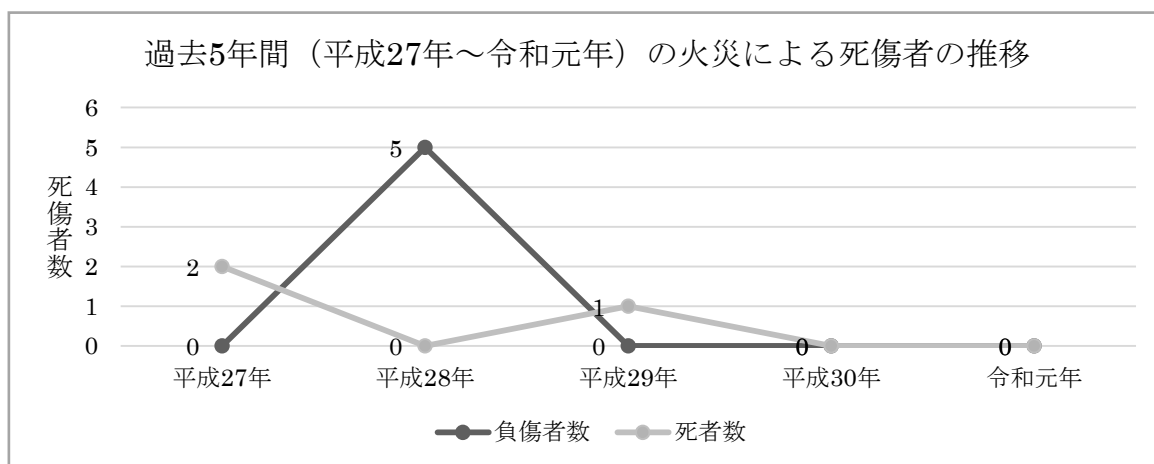
(4) 過去5年間の原因別火災発生状況

過去5年間の火災における出火原因は、「その他」「不明・調査中」を除けば、「火入れ」が最も多くなっています。「不明・調査中」には、火災原因調査を行ったが、建物等の焼損が激しく、原因が推定はされるものの特定に至らなかったもの、又は調査中のものが含まれます。なお、全国の出火原因で1位となっている「たばこ」を原因とした火災は発生していません。



(5) 過去5年間の火災による死傷者の状況

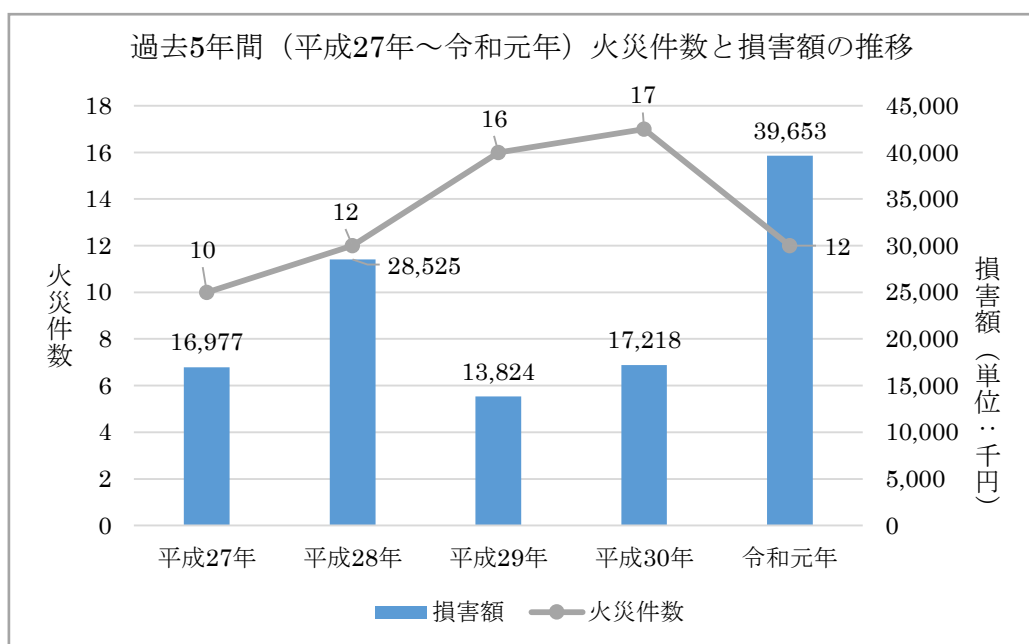
火災による死傷者は、平成30年以降発生していません。



(6) 火災件数と損害額の推移

火災による損害額は、その大半を建物火災における建造物、及び収容物の損害額が占めています。平成29年・30年は、火災件数は多くなっていますが、比較的軽微な火災が多かったため、平成28年・令和元年と比べて損害額はそれほど大きくなっていません。

なお、令和元年は、大規模な林野火災が発生したため、立木等の焼失で損害額が大きくなっています。



【火災の定義】

火災は、以下のように定義されています。従って、この定義に当てはまれば、規模の大小に関わらず、1件の火災として取り扱われます。

「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう。

3 予防啓発行事

火災や災害が発生しやすい時季を迎えるに当たり、予防意識の一層の普及を図ることで、火災や災害の発生を防止し、住民の生命、身体及び財産の損失を防ぐことを目的として、郡民一人一人の防火意識を高めていただくため、毎年定期的に予防啓発運動を実施しています。

(1) 令和元年度中の主な予防啓発行事

〈 危険物安全週間 〉

期間中、管内危険物施設（給油取扱所）への立入検査を行いました。

- ア 推進標語 『無事故への 構え一分の 隙も無く』
- イ 実施期間 令和元年6月2日（日）～6月8日（土） ※6月第2週

〈 秋季全国火災予防運動 〉

期間中、消防車両により管内を巡回し、火災予防を呼びかけました。

- ア 統一標語 『一つずつ いいね！で確認 火の用心』
- イ 実施期間 令和元年11月9日（土）～11月15日（金）

〈 年末年始火災予防強化期間 〉

人々の動きが慌ただしくなる年末年始において、消防車両により管内を巡回し、火災予防を呼びかけました。

令和元年12月22日（日）～令和2年1月10日（金）

〈 文化財防火デー 〉

高千穂神社（本殿、鉄造狛犬一対が国の重要文化財に指定）において、高千穂町消防団、神社職員と合同で火災防ぎょ訓練を行いました。

実施日：令和2年1月26日（日）

〈 宮崎県山火事予防運動 〉

期間中、森林管理署・西臼杵支庁・西臼杵3町など関係各所合同で、車両による山火事防止パレードを行い、火災予防を呼びかけました。

- ア 統一標語 『守りたい 森と未来を 炎から』
- イ 実施期間 令和2年1月27日（月）～1月31日（金）

〈 春季全国火災予防運動 〉

期間中、消防車両により管内を巡回し、火災予防を呼びかけました。

- ア 統一標語 『一つずつ いいね！で確認 火の用心』
- イ 実施期間 令和2年3月1日（日）～3月7日（土）まで

4 台帳整備防火対象物数（消令別表第一による区分）

（令和2年3月31日現在）

項区分	用途	棟数	
1項	イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場	1	
	ロ 公会堂、集会場	22	
2項	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	3	
	ロ 遊技場、ダンスホール		
	ハ 風俗営業等の業務を営む店舗、その他これらに類するもの		
	ニ カラオケボックス等		
3項	イ 待合、料理店等	50	
	ロ 飲食店		
4項	百貨店、マーケット等	32	
5項	イ 旅館、ホテル、宿泊所等	102	
	ロ 寄宿舍、下宿、共同住宅	60	
6項	イ	(1) 病院	3
		(2) 診療所	
		(3) (1)(2)を除く病院・診療所、助産所	3
		(4) 無床診療所、無床助産所	8
		(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、有料老人ホーム等	13
	ロ	(2) 救護施設	
		(3) 乳児院	
		(4) 障害児入所施設	
		(5) 障害者支援施設	
		(1) 老人デイサービスセンター等	9
	ハ	(2) 更正施設	
		(3) 助産施設、保育所等	10
		(4) 児童発達支援センター等	1
		(5) 身体障害者福祉センター等	6
		ニ 幼稚園、特別支援学校	2
7項	小学校、中学校、高等学校、大学等	39	
8項	図書館、博物館、美術館等	3	
9項	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等	2	
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場		
10項	車両停車場、発着場等		
11項	神社、寺院、教会等	69	
12項	イ 工場、作業場	95	
	ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ		
13項	イ 自動車車庫、駐車場	11	
	ロ 飛行機・回転翼航空機の格納庫		
14項	倉庫	27	
15項	前各項に該当しない事業場	294	
16項	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項、9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	109	
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	11	
16の2項	地下街		
16の3項	準地下街		
17項	重要文化財等	1	
18項	延長50m以上のアーケード		
合 計		986	

《防火対象物数について》

防火対象物の数については、台帳が整備されているものを計上しています。

消防として、管内防火対象物の現況を把握しておくことは、火災予防上、又は火災防ぎよ活動上重要なことです。現在、予防査察と並行して管内防火対象物の実態調査を行っており、既存台帳の精査及び台帳未整備（未把握）防火対象物の解消に努めています。従って、今後、項ごとの防火対象物数は大きく変動することがあります。

5 予防査察

予防査察は、予防行政の柱として、消防機関が消防法の規定により防火対象物に立ち入り、その実態を把握するとともに、防火対象物の位置・構造・設備及び管理の状況を検査し、火災予防上適切な指導を行って火災危険を排除しています。

当消防本部では、年次計画で予防査察を開始しており、平成29年度から令和元年度までの3箇年で特定防火対象物（ホテル等の宿泊施設、病院、福祉施設、老人保健施設等の火災予防上特に重要な施設）について重点的に実施しました。今後も、未実施の防火対象物について計画的に予防査察を行っていくこととしています。

令和元年度は、特定防火対象物の未実施分と非特定防火対象物の一部について予防査察を実施しました。

査察実施状況 令和元年度査察件数 192件

用途	1項イ	1項ロ	2項ロ	3項ロ	4項	5項イ	6項イ(3)	6項イ(4)	6項ハ(5)	9項ロ	12項イ	13項イ	14項	15項	16項イ	16項ロ	合計
実施件数	1	1	1	36	17	11	1	3	2	2	11	1	2	12	81	10	192



立入検査の様子

6 消防同意の状況

建築物の防火安全の確保を図るために、消防法第7条で建築物の新築及び増改築等を行う場合には 消防長又は消防署長の同意が必要となっています。消防機関は、これに基づいて建築物の基本設計の段階から防火に関する審査及び指導を行っています。

(令和元年度/件)

工事種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新築				1			1		1	1	1	1	6
増築						1							1
改築						2							2
用途変更													
計画変更													
合計				1		3	1		1	1	1	1	9

7 消防用設備等の検査

防火対象物の関係者は、それぞれの用途、規模等に応じて消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設に分類される消防用設備等を設置することが消防法令で定められています。設置に際しては、工事が完了した日から4日以内に消防長又は消防署長に設置届を提出し、検査を受けなければなりません。なお、消防用設備等はいついかなるときでも有効に機能しなければならないことから、定期的に点検を実施し、その結果を消防長又は消防署長に報告することが義務づけられています。

(令和元年度/件)

検査設備等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
消火器	2		2								3	6	13
屋内消火栓													0
スプリンクラー									1				1
自動火災報知設備	4		1	1			1		2	2	2	3	16
火災通報装置	1								1			2	4
非常警報設備							1		1		1		3
避難器具											1		1
誘導灯・誘導標識	2		1	1			1	1	1		2	4	13
パッケージ型消火設備	1												1
パッケージ型自動消火設備													0
合計	10	0	4	2	0	0	3	1	6	2	9	15	52

8 各種予防関係届出の状況

(令和元年度)

届出区分	件数
防火対象物使用開始届出書	9
消防計画作成(変更)届出書	29
防火管理者選任(解任)届出書	34
防火対象物点検結果報告書	5
消防訓練報告書	86
工事整備対象設備等着工届出書	14
消防用設備等設置届出書	33
消防用設備等点検結果報告書	261
火を使用する設備等設置届出書	0
電気設備等設置届出書	8
火災と紛らわしい煙、火災を発生おそれのある行為の届出書	25
煙火打上げ(仕掛け)届出書	44
催物開始届出書	0
道路工事等届出書	168
露店等の開設届出書	6
圧縮アセチレンガス等の貯蔵(取扱)開始届出書	7
少量危険物・指定可燃物貯蔵(取扱)届出書	3

9 り災証明書の申請及び発行状況

火災や風水害等で住家等に被害があった際に、被災者からの申請により、災害による被害の程度を証明する書面として「り災証明書」を発行します。

り災証明書は、各種被災者支援策の適用の判断材料として活用されます。

<令和元年度>

申請・・・13件 発行・・・13件



10 危険物規制の概要

ガソリン、灯油等の石油類を始めとする発火性又は引火性を有する物品、及び発火性又は引火性を促進する物品は、消防法で「危険物」と定められています。

消防法では、一定数量（指定数量）以上の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、市町村長等の許可を受けた危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）で行わなければならないとされており、施設の位置、構造、設備等の技術基準、及び危険物の貯蔵・取扱いの基準について厳しく規制されています。また、指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取扱う場合は指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いについては、火災予防条例で消防長に対する届出が必要です。

危険物施設で、火災や漏洩などの事故が発生すると、人命や周辺地域の環境に甚大な被害を及ぼすおそれがあります。消防本部では、危険物施設での事故を未然に防ぐため、危険物施設の許可等に係る申請から完成に至るまでの審査及び検査業務、既存の施設に対する立入検査等を通して、各事業所の保安体制の確立や、関係者の防災意識の向上を図っています。

11 危険物施設数

（令和2年3月31日現在）

施設区分		高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町
製造所				
貯蔵所	屋内貯蔵所			
	屋外タンク貯蔵所	2	1	2
	屋内タンク貯蔵所	1		1
	地下タンク貯蔵所	13	7	5
	簡易タンク貯蔵所			
	移動タンク貯蔵所	3	2	3
	屋外貯蔵所	1		
取扱所	屋外給油取扱所	9	6	5
	自家用給油取扱所	3	4	1
	一般取扱所	5	4	4
	第1種販売取扱所			
	第2種販売取扱所			
	移送取扱所			
合計		37	24	21

1.2 危険物施設立入検査状況

(令和元年度/件)

施設区分	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町	合計
屋外給油取扱所	9	6	5	20
自家用給油取扱所	2			2
地下タンク貯蔵所	1			1
移動タンク貯蔵所	3	2	3	8

1.3 危険物関係許認可等の状況

(令和元年度)

申請区分	件数	手数料収納額(円)
設置許可申請	0	0
変更許可申請	5	169,000
仮使用承認申請	0	0
設置完成検査申請	0	0
変更完成検査申請	6	61,750
完成検査前検査申請	0	0
仮貯蔵・仮取扱い・仮使用申請	4	21,600
少量危険物タンク検査申請	0	0
予防規程認可申請	0	
計	15	252,350

1.4 消防広報活動・住民指導等の状況（消防業務全般）

(令和元年度)

種別	回数	内容
消防訓練指導等	38	管内の事業所や高校、小中学校、保育園に出向き、消防訓練指導を行った。(避難要領、初期消火要領、消防用設備取扱い等)
消防署見学	15	郡内から15団体、673人が消防署を訪れ、施設や車両を見学。消防業務について説明を行った。
職場体験学習	3	郡内3つの中学校から10人が来署し、消防訓練、救助訓練等を体験した。
各町広報紙による広報	12	春季・秋季の火災予防運動期間に合わせて火災予防の呼びかけを行ったほか、危険物災害の予防、住警器の点検・設置の推進等を呼びかけた。
各町防災行政無線による広報	12	同上
「西臼杵消防だより」による広報	4	年4回発行する「西臼杵消防だより」にて、消防の活動等を紹介するとともに、火災予防、住警器の点検・設置等を呼びかけた。